

# 日本鍼灸の特質(戦後の歴史と教育、制度)

明治国際医療大学 伝統鍼灸学教室 篠原 昭二

演者に課せられた課題は、戦後の日本鍼灸の歩みである。終戦後、占領下におかれた我が国の医療制度において、鍼灸治療は一時非科学的な経験療法として禁止されたが、医学関係者や関係業団体等の存続運動により、1947年に「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」(身分法)が制定され、1951年には「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」が制定され、従来は営業の免許であった資格が、医師や歯科医師とおおむね同等の身分の免許となり、あん摩、はり、きゅう以外の医業類似行為は禁止された。

その後、1988年には「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」の改正により、試験の実施と登録事務が都道府県知事から厚生大臣に変更(平成4年10月施行)となり、国家試験に位置づけられることとなった。

また、1978年には鍼灸短期大学、1983年には、4年生鍼灸大学が誕生し、さらに1991年には大学院修士課程、ついで1994年には博士課程が認可され、鍼灸研究機関としてスタートすることとなった。

一方、免許制度としては中国や韓国とは異なり、中国は5年制大学卒業で中医師(台湾では7年制)、韓国は6年制大学卒業で韓医師という資格(いずれも国家試験)が西洋医学の医師とほぼ同等の身分であるのに対して、我が国では、医療の一手段と言われながらも医業類似行為との区分が明確には確立されていない傾向があるとともに、全日本鍼灸学会における認定制度はあるものの、中国の医師のランク別の指名制度や、韓国の専門医制度のような保険点数にカウントされるようなメリットは保証されていない。

また、中国、韓国は西洋医学と東洋医学の2つの制度が並立するのに対して、日本では西洋医学をベースとする医療制度の中で、補完代替療法としての位置づけが未だに中心的であると言える。

かつて、大阪医大の兵頭正義教授は「鍼灸は医療である。“医療類似行為”ではない。医療だから効果も著しく、副作用だって相当なものが起こりうる。「きかなくてもともと、しかし害は何もない」といった民間健康療法とはその質を大いに異にする」と述べられ(鍼灸学会報、No.32)、現代医学の不足を補填する鍼灸治療の特質について紹介された。

今や、多くの大学病院あるいは市中の病院の中で鍼灸治療が実践されるようになった今日、医療法上の制約が大きな課題として残されている。今後、日本的な鍼灸の学問的、臨床的検討を通して、質の高いエビデンスを蓄積することによって、制度的な問題も含めて一層の普及・啓蒙が求められる。

## <シンポジスト>

### ■篠原 昭二 (しのはら しょうじ)



明治国際医療大学鍼灸学部 教授

略歴：昭和53年3月、龍谷大学法学部法律学科卒業

昭和53年9月、明治鍼灸柔道整復専門学校(夜間部)卒業・専任教員

昭和55年4月、明治鍼灸短期大学・助手(東洋医学教室)

昭和62年4月、明治鍼灸大学・講師(東洋医学教室)

平成2年11月、明治鍼灸大学・助教授（東洋医学教室）

平成13年3月、博士号（鍼灸学）の学位取得

平成15年4月、明治鍼灸大学・大学院 教授

平成20年4月 大学名を明治国際医療大学に改名 現在に至る

#### 主な学会活動

全日本鍼灸学会理事、日本伝統鍼灸学会副会長、日本東洋医学会、日本統合医療学会（認定師：鍼灸）、日本緩和医療学会

#### 主な研究業績

- ・篠原昭二：運動器系愁訴に対する経筋を応用した皮内刺鍼の有効性に関する臨床的研究. 明治鍼灸医学、26、65-80, 2000.
- ・経筋治療の研究
- ・バンシンの開発
- ・温灸治療器「e-Q」の開発